

平成20年第1回士別市議会定例会会議録(第1号)

平成20年2月27日(水曜日)

午前10時00分開会

午後 2時23分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 2号 平成20年度士別市一般会計予算

議案第 3号 平成20年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 4号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成20年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 6号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第 10号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第 11号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 12号 平成20年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 13号 平成20年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第 14号 平成20年度士別市水道事業会計予算

議案第 15号 平成20年度士別市病院事業会計予算

議案第 16号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第 17号 士別市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第 18号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について

議案第 20号 士別市立診療所条例の一部を改正する条例について

議案第 21号 士別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例について

議案第 22号 士別市林業センター条例の一部を改正する条例について

議案第 23号 士別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について

議案第 24号 士別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について

- 議案第 25号 士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の  
制定について
- 日程第 3 議案第 26号 士別市就学指導委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 27号 士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議案第 28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関す  
る条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 30号 士別市学校林経営条例を廃止する条例について
- 議案第 31号 朝日町学校部分林設定条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 32号 平成19年度士別市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 33号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3  
号)
- 議案第 34号 平成19年度士別市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 35号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 36号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 37号 平成19年度士別市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第102号 士別市総合計画基本構想について(士別市総合計画審査特別委員  
長結果報告)

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	10番	足利光治君
	11番	遠山昭二君	12番	岡崎治夫君
	13番	谷口隆徳君	14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君	16番	斉藤昇君
	17番	池田亨君	18番	牧野勇司君
	19番	菅原清一郎君	20番	中村稔君
	21番	神田壽昭君	議長	22番 岡田久俊君

欠席議員(1名)

9番 平野洋一君

出席説明員

市 長	田 効 子 進 君	副 市 長	相 山 愼 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保 健 福 祉 部 長	宮 沢 勝 己 君
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君	建 設 水 道 部 長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		
市 立 病 院 長	藤 森 和 明 君		
教 育 委 員 会 長	佐 々 木 正 雄 君	教 育 委 員 会 委 員 者 長 職 務 代 理 者	尾 崎 学 君
教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君	教 育 委 員 会 長 教 育 部 長	佐 々 木 文 和 君
農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	伊 藤 暁 君
監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 長 議 務 課 長	藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事	近 藤 康 弘 君	議 会 事 務 局 査 査 議 務 課 主 査	浅 利 知 充 君
議 会 事 務 局 幹 事	中 井 聖 子 君		

(午前10時00分開会)

議長(岡田久俊君) 平成20年第1回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本定例会の会議録署名議員には、7番 小池浩美議員、8番 柿崎由美子議員、10番 足利光治議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。9番 平野洋一議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第2号 平成20年度土別市一般会計予算

議案第3号 平成20年度土別市診療施設特別会計予算

議案第4号 平成20年度土別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第5号 平成20年度土別市老人保健特別会計予算

議案第6号 平成20年度土別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号 平成20年度土別市介護保険事業特別会計予算

議案第8号 平成20年度土別市介護サービス事業特別会計予算

議案第9号 平成20年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成20年度土別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成20年度土別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成20年度土別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成20年度土別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成20年度土別市水道事業会計予算

議案第15号 平成20年度土別市病院事業会計予算

議案第16号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第17号 土別市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第18号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 土別市立診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 土別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 土別市林業センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 土別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 土別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第26号 土別市就学指導委員会設置条例を廃止する条例について
- 議案第27号 土別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 土別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 土別市学校林経営条例を廃止する条例について
- 議案第31号 朝日町学校部分林設定条例を廃止する条例について
- 議案第32号 平成19年度土別市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第33号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成19年度土別市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第35号 平成19年度土別市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成19年度土別市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第37号 平成19年度土別市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 市長から送付された報告は次のとおりである。

平成19年度朝日町合併特例区監査報告

3. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

平成19年度土別市監査報告

例月現金出納検査の結果に関する報告 10月、11月、12月分

4. 土別市総合計画審査特別委員長から送付された報告は次のとおりである。

議案第102号 土別市総合計画基本構想について

5. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川町村議会議長会宗谷線部会

イ. 開催日 平成20年1月16日

ロ. 開催地 土別市

ハ. 出席者 岡田議長、山居副議長

ニ. 会議概要 平成20年度上川町村議会議長会宗谷線部会事業等について協議した後、「市庁制度改革等について」を研修し、情報交換として田苅子市長から地域医療対策にかかわる協議経過と諸問題について情報提供を受け会議

を終了した。

(2) 第170回全国市議会議長会理事会

- イ. 開催日 平成20年2月7日
- ロ. 開催地 東京都
- ハ. 出席者 岡田議長
- ニ. 会議概要 役員補欠選任の後、一般事務報告他7報告に次いで第84回評議員会の運営について他5案件を協議し、会議を終了した。

(3) 全国市議会議長会評議員会

- イ. 開催日 平成20年2月7日
- ロ. 開催地 東京都
- ハ. 出席者 岡田議長
- ニ. 会議概要 来賓挨拶の後、総務事務次官の講演「平成20年度における地方行財政の諸問題」、地方分権改革推進委員会の説明を聴取し、一般事務報告他7報告に次いで平成20年度全国市議会議長会一般会計予算(案)について他4案件を審議し、会議を終了した。

6. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苺子 進	副市長	相 山 慎 二
副市長	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登志男	保健福祉部長	宮 沢 勝 己
経済部長	佐々木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 惠 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立病院 事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長兼 環境生活課長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	西 崎 貞 一	コスモス苑所長 兼コスモス デイサービス センター所長	稲 澤 要
経済部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	国営農地再編 推進室長	鈴 木 静 男
建設水道部次長 兼建築課長	土 岐 浩 二	朝日総合支所 次長兼 経済建設課長	大 内 孝 司
市立病院事務局 次長兼総務課長	谷 口 春 三	会計室長兼 会計課長	川 原 正 樹
総務部参事	石 川 敏	企画課長	林 浩 二

総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川 誠	財政課長	三好信之
市民課長	小山内 弘司	税務課長	高橋 哲司
介護保険課長	仁村 光春	児童家庭課長	池田 文紀
保健福祉社 センター所長	岡 強志	桜丘荘所長 兼桜丘デイス センター所長	神田 裕教
商工労働 観光課長	織田 勝	土木管理課長	上西 康友
施設維持 センター所長	野口 和幸	上下水道課長	佐々木 辰彦
地域振興課長 (併)選挙管理 委員会選挙課長	川越 一男	住民生活課長	深川 雅宏
保健福祉課長	川村 慶輔	市立病院 医事課長	山本 良文
教育委員会 教委	佐々木 正雄	教育委員会 職務代理者	尾崎 学
教育委員会 教委	朝日 保	教育委員会 教育部長	佐々木 文和
教育委員会 兼教育部次長 兼学校教育部 長	辻 正信	教育委員会 兼教育部次長 兼図書館長	斉藤 春茂
教育委員会 兼教育部次長 兼地域教育課 兼朝日山村研 兼センター所 兼朝日農業者 センター館長	林 広志	教育委員会 兼スポーツ課 兼総合体育館 兼青少年会館 長	富田 強
教育委員会 兼生涯学習課 兼生涯学習情 報センター所 長	那須 政士	教育委員会 兼文化振興課 兼朝日公民館 兼あさひサン イズホール館 長	西條 和則
教育委員会 兼中央公民館 兼市民文化セ ンター館長	出嶋 正広	教育委員会 兼博物館長 兼公会堂展示 館長	岡田 成治
教育委員会 兼くも青少年 の家所長	石川 宇多夫	教育委員会 兼学校給食 センター所長	真木 郁夫

教育委員会 学校教育課主幹	金 章	農業委員会 会長	松川英一
農業委員会 会長職務代理者	平 進	農業委員会 農事事務局 会長	伊藤 暁
農業委員会 総務課 会長	田中敏宏	監査委員	三原紘隆
監査委員 農事 局長	横山日出夫	監査委員 監査課 局長	佐藤準一

7. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	辻本幸慈	議会事務局 総務課 局長	藤田 功
議会事務局 総務課 主幹	近藤康弘	議会事務局 総務課 主査	浅利知充
議会事務局 総務課 主事	中井聖子		

以上報告する

平成20年2月27日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月21日までの24日間と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第2号 平成20年度士別市一般会計予算から議案第25号 士別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてまで、以上24案件については、平成20年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

この際、平成20年度各会計予算にかかわり市政執行方針並びに教育行政執行方針についてお伺いすることにいたします。

初めに、市政執行方針をお伺いいたします。田莉子市長。

市長（田莉子 進君）（登壇） 平成20年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に対する所信と市政執行に関する基本方針を申し上げます。

顧みますと、昨年は「食」の安全・安心をめぐる問題など、国民生活へ不安が増大したことを初め、参議院議員選挙後には安倍首相が突然辞任し、福田政権が発足、今年に入ってから



中国産冷凍ギョーザ中毒事件など、食へのさらなる不安や道路特定財源の暫定税率をめぐっての一連の動向など、まさに混迷の度合いを深める昨今であります。

我が国経済においては、特に企業部門での改善が進み、今後は家計部門への波及が期待されるように、全般において回復基調にあると言われているものの、原油価格の高騰による影響やアメリカのサブプライムローン問題などから、ここにきて景気の先行きに対する不透明感が増しています。

一方、地方においては、依然として景気回復の実感が見えない情勢にあって、都市と地方の地域間格差がますます拡大しており、特に道内では夕張市の財政再建団体移行を契機に、多くの自治体が財政運営に危機感を持ちながら、それぞれの地域の自主的な自立策に取り組んでいるところであります。

こうした中において、本市におきましては、地域経済を支えてきた農林業の振興を初め、合併によって引き継がれた財産と資源を生かしながら、豊かで個性ある地域づくりと市民福祉の一層の向上に鋭意努めてきたところであります。

近年、本格的な少子高齢社会の到来、あるいは環境保全、情報化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、市民の生活様式や価値観も多様化・高度化していること、加えて「歳出歳入一体改革」による地方交付税制度の見直しを初めとした行財政改革や地方分権改革などによる影響から、今日の地方自治体は一段と厳しい情勢下において、地域が自主・自立の気概を持ち、「自分たちが暮らす地域は自分たちでつくる」という気運が高まっています。

同じ目的や目標を市民と行政が互いに理解し、さまざまな情報を共有し、ともに手を携えて地域づくりに邁進する、いわゆる「協働のまちづくり」の考え方は、地域コミュニティ機能の充実・強化、あるいは住民参加の行政運営の面で多くの自治体で取り入れられているところであり、財政状況が一層深刻化する中において、限られた財源で多様化していく行政ニーズに対応し、特色あるまちづくりを推進していくためには、極めて重要であります。

このたび策定いたしました「土別市総合計画」は、「市民」と「行政」の協働に、「地域資源」の要素を加え、これらの「連携」と外部的な影響要素である「交流」の促進によって、地域全体の活性化と価値を高めていく「地域力」を基本理念としており、分野体系別に設定した5つの基本目標を達成していくことで、地域の均衡ある発展とともに、さらなる「融和と一体感」を醸成しながら、「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」土別市を目指すこととしています。

私は、市長に就任して以来、一貫して「勇気・決断・実行」をモットーに市政運営に当たってまいりましたが、新たな土別市の創造に向けては、「協働のまちづくり」を積極的に推進し、地域の魅力や特性を最も理解している市民の皆様とともに市政運営に当たり、「地域力」の高い土別市の実現に今後とも努めてまいり所存であります。

特に、我がまちの個性であります「サフォークランド土別」「合宿の里」「自動車等試験研究のまち」「生涯学習のまち」、さらには「水とみどりの里」の5つをまちづくりの柱に継続

して取り組み、「ここで暮らしてよかった」あるいは「行ってみたい」「住んでみたい」と感じることができるまちづくりを目指してまいります。

また、本市の「都市宣言」の推進につきましては、平和な国際社会の実現、安全・安心な地域づくり、そしてすべての市民が健康でいきいきと生活できることを願い、4つの都市宣言をしていますが、今後ともこれら宣言に基づく諸活動を継続してまいります。

中でも、「非核平和の推進」につきましては、恒久平和希求の精神に基づき、平和思想の普及、あるいは戦争の記憶を風化させることのないよう、市民と一体となった普及・啓発のための推進事業を実施してまいります。

さらに、朝日地区における「合併特例区」におきましては、イベント事業、スポーツ大会及びサンライズホール自主企画事業等、特例区の主体的な事業展開に支援してまいります。

平成20年度予算編成に当たっては、「財政健全化計画」の期間にあつて、経費の抑制に努めるとともに、合併後の新たなまちづくりの指針となる「総合計画」のスタートの年でもあり、計画の着実な推進に向けた予算となるよう対応したところであります。

以下、「土別市総合計画」の5つの基本目標である「市民の力で自立したまちを築く仕組みづくり」「ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり」「個性と活気みなぎる産業と交流の場づくり」「やすらぎとうるおいあふれる生活環境づくり」「心のゆたかさと生きる力をはぐくむ人づくり」の項目に沿って申し上げます。

最初に、「市民の力で自立したまちを築く仕組みづくり」についてであります。

まず、「市民参画・協働」についてであります。厳しさを増す財政状況にあつて、多様化する市民ニーズに対応していくためには、なお一層自立した地方自治を実現することが求められており、行政のみならず、市民の主体的な参画や協働のもとに「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」が必要であります。このため、「市民協働のまちづくり推進事業」等の実施により、市民のまちづくりへの参加促進を図るとともに、「自治基本条例」の制定に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、「コミュニティ」についてであります。

コミュニティ活動は、地域に暮らす人々がともにふれあい、助け合うなど、同じ目的意識のもとに、地域づくり活動を実践する場でもありますので、自治会組織が全市的に融合し、市民が協働のまちづくりの理念のもとに積極的に参画する地域社会づくりに取り組んでまいります。

次に、「男女共同参画・人権」についてであります。

男女平等の実現に向けた取り組みが進められているものの、依然として固定的な男女の役割分担意識などの課題もありますので、「土別市男女共同参画行動計画」を基本に男女がそれぞれの個性と能力を發揮し、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

更に近年では、人権にかかわるドメスティック・バイオレンスや虐待・いじめなどが数多く発生しており、こうした被害者に対する相談・支援体制を充実するとともに、人権に対する意

識啓発活動に努めてまいります。

次に、「広報・広聴」についてであります。

広報紙やホームページを初めとする行政情報の提供については、市民にとってわかりやすく、伝わりやすい内容のものであることが何よりも大切であります。このため、広報紙を初め、さらに利用拡大が見込まれるホームページの充実を図るとともに、「まちづくりふれあいトーク」や「市長と語る会」を通して、市民や団体と行政が相互に情報や意見を交換できる広聴活動の充実に努めてまいります。

次に、「行財政」についてであります。

市民福祉の向上のためには、確固たる財政基盤のもと、未来を見据えた施策の展開が必要でありますので、「行財政改革大綱実施計画」及び「財政健全化計画」などを基本に、本年4月から本庁車両管理業務を民間に委託することを初め、事務事業の見直し、機能的でスリム化された組織機構の検討など、計画の着実な推進に努めてまいります。

次に、「地方分権」についてであります。

今日の分権型社会において、地域のことは地域で決める「地域主権型社会」の構築が求められており、市民に身近なサービスや本市の施策に合致した事務・権限については、国・道からの適正で移譲を受けるとともに、特に本年は旅券法に基づく「パスポートに関する事務」の移譲に向けて準備を進めてまいります。

次に、「広域行政」についてであります。

日常生活圏の拡大や行政ニーズの多様化・広域化が進む中で、より広域的視点に立った施策の展開が求められています。このため、新たに策定された「第5次上川北部地区広域市町村圏振興計画」に基づき、近隣自治体との広域的連携や補完による地域づくりを進め、上川北部圏域の健全な発展に努めてまいります。

次に、「ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり」についてであります。

まず、「児童福祉・子育て支援」についてありますが、女性の社会進出や核家族化など、地域の子育て環境が大きく変化する中で、家庭や地域での養育力の低下が顕著になってきており、家庭や地域と連携を深めながら、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりと、総合的な子育て支援対策が求められています。このため、「士別市次世代育成支援行動計画」を基本に、保育環境の整備など、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

特に、本年は子育て支援に対する市民要望に対応するため、「保育サービス検討委員会」を新たに設置し、サービス全体のあり方について検討するとともに、中央市街地区児童館に設置している留守家庭児童保育室の開園時間を延長します。更に、「母子家庭就業支援事業」として、母親の教育訓練・研修などへの助成措置を講じるとともに、市の保育園等の開園時間外の就労に対し、指定する民間子育てサポート団体などの保育サービスを利用できるよう、自立支援を促進してまいります。

次に、「高齢者福祉・介護」についてであります。

高齢化の進展に伴い、要援護状態に至った高齢者や介護する家族などの不安や負担への対応など、介護事業の充実が求められています。また、高齢者が自立し、生きがいを持って生活できる環境づくりや、高齢者を支える地域づくりを進めていく必要があります。このため、介護保険制度につきましては、第3期介護保険事業計画に基づいた事業の推進を図るとともに、平成21年度から始まる「第4期計画」の策定に向け、実績分析や評価を行うなど、計画づくりを進めてまいります。

また、施設整備につきましては、養護老人ホーム「桜丘荘」の特定施設居室等を年次的に改修するとともに、本市で初のユニット型個室の整備となる社会福祉法人朝日福祉会が実施する特別養護老人ホーム「美土里ハイツ」の20床増床に対し、所要の助成措置を講じてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、できるだけ身近な地域で生活できる地域づくりを推進し、更に地域包括支援センターにおいては、高齢者の心身の健康保持や生活の安全のために、介護予防サービスの調整や総合相談窓口として高齢者の実態把握に努め、自立した生活が送れるよう支援するとともに、家族の介護に係る負担の軽減を図ってまいります。

次に、「障害者福祉」についてであります。

障害者に対する福祉制度が支援費制度から自立支援制度に移行されましたが、今後とも「土別市障害者福祉計画」及び「土別市障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく社会環境の整備、障害者の自立と社会参加、在宅や施設でのサービス等の拡充に向けた各種施策に取り組んでまいります。

また、本年度に「障害福祉計画」の数値目標等の見直しを行い、的確にニーズを把握する中で、福祉サービス提供事業所、障害者団体などと連携を図りながら、充実を図ってまいります。

次に、「地域福祉」についてであります。

核家族化の進展や市民生活の変化に伴うニーズの多様化の中で、地域における人的・物的資源などの有効活用による福祉体制づくりや、きめ細かなサービス提供の仕組みづくりが求められています。今後におきましても、行政や関係機関・団体を初め市民が互いに連携し、ボランティア団体の育成や社会福祉団体等の支援に努め、高齢者・障害者の自立した暮らしや子供の健やかな成長に向け、いつまでも安心して生活できる地域福祉の確立に取り組んでまいります。

次に、「保健・健康づくり」についてであります。

少子化や核家族化などによって、育児にかかわる問題も多様化しており、子育て支援や母子保健の充実のため、妊婦健康診査の助成回数の拡大に加え、生後4カ月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施するなど、母子保健事業の充実を図ってまいります。

また、生活習慣病に対する成人保健の充実が必要となっており、一人一人が健康で安心して暮らせるように、各種がん検診を初め成人保健事業、栄養改善事業を推進するほか、国保事業における特定健診・特定保健指導に新たに取り組んでまいります。

更に、麻疹風疹の予防接種事業について、対象範囲を拡大して実施してまいります。

また、健康の増進を初め食文化の継承、さらには食に関する理解を深めるため、食育が重要

となっており、食育に係る推進計画の策定に向け、検討を進めてまいります。

次に、「医療」についてであります。

今日、地域の医療は崩壊の危機に直面し、士別市立病院も最大の要因であります医師不足から多額の不良債務を抱え、その対応が急がれています。

医療は、住民にとって身近にあることが望ましいことは申し上げるまでもありませんが、現在の医療環境からいたしますと、昨年、北海道が地域医療対策協議会の検討結果を踏まえて示した「自治体病院等の広域化連携構想」をベースに、この道北地方の今後のあるべき医療の方向を検討していくことは避けて通れないものと強く認識しています。

今後、本構想を基本とした病院の経営形態や効率的な医療体制の検討を継続して進めるとともに、病院経営の健全化のために総務省が示したガイドラインに基づいて、病院経営改革プランを本年度中に策定してまいります。

過日、地元紙に市立病院の現状を心配された市民の方の御意見が寄せられておりましたが、市民の皆様が安心できる医療体制の構築に最大限の努力をいたしてまいります。

また、地域の診療所であります上士別医院・多寄医院につきましては、現在の診療体制を維持し、さらに「あさひクリニック」につきましては、本年4月から新たに市の診療所として管理運営をすることにいたしましたところであり、引き続き地域住民が適切な医療サービスを受けられるよう、施設の維持管理及び医療機器を計画的に整備し、診療体制の充実に努めてまいります。

次に、「社会保障」についてであります。

国民健康保険事業においては、被保険者の健康増進と将来的な医療費の抑制を図り、安定的な国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

更に、後期高齢者医療制度が本年4月からスタートするに当たり、今日まで本制度について老人クラブ等を中心に説明会を行い、制度の周知・理解に努めてまいりましたが、本制度に対するさまざまな課題については、今後、市長会等を通じて要望してまいりたいと存じます。

次に、「個性と活みなぎる産業と交流の場づくり」についてであります。

まず、「農業」についてであります。本市の農業は開拓以来、地域経済の基幹産業として重要な役割を果たしてはいますが、近年は農産物価格の低迷や農業従事者の減少と高齢化により、活力の低下が懸念されています。

更に、食品の安全に対する関心が高まり、環境保全への対策強化などが重要となる中で、WTO農業交渉やEPAなどによる国際化の著しい進展に加え、「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」の導入など、その対策が急務となっています。このため、「中山間地域等直接支払制度」や「農業・農村担い手支援事業」などにより精力的に推進してきた「土づくり」と「人づくり」に加え、20年度からスタートする「士別市農業・農村活性化計画」の新たな柱となる良質な農産物の「収量アップ」を目指し、「農業応援アドバイザー」の協力を得て「しべつ農村塾」を開設するとともに、「輪作体系確立推進事業」などにより基幹

作物の生産振興に努めてまいります。

また、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」を活用することで、農協での大豆調製ラインなどの増設や、農業生産法人による育成牛舎と豚舎の整備を促進し、農業経営の安定化を図るとともに、資源リサイクル型「畜産環境総合整備事業」の活用による堆肥舎整備を促進することで家畜排せつ物の有効利用に努めてまいります。

更に、「農畜産物加工体験交流工房」を建設し、食を通しての交流や食文化の伝承などの食育とあわせ、地産地消の一層の推進に努めてまいります。

農業基盤と農村の整備につきましては、道営事業3地区を継続し、「農地・水・環境保全向上対策事業」については、新たに3地区を加え12地区で実施するほか、上土別の「国営農地再編整備事業」が地区調査の最終年となりますので、地域の合意を形成する中で21年度からの着工を目指してまいります。

「サフォークランド土別プロジェクト」につきましては、新規参入による飼養頭数の増加や経営の多角化など新たな動きが芽生える中、優良種の確保による計画的な生産やブランド化などにより、通年出荷体制の確立や販路の拡大を目指すとともに、オリジナル料理の普及拡大や特産品などを通じて、市民と行政が一体となったサフォークランド土別のPRに努めてまいります。

次に、「林業・林産業」についてであります。

森林は、循環利用が可能な資源として、木材供給はもとより、水資源の涵養や地球温暖化防止など、多面的な機能を有しています。このため、民有林については「森林整備地域活動交付金事業」や「21世紀北の森づくり推進事業」により計画的な施業を推進し、市有林については「森林環境保全整備事業」などを引き続いて実施することで、森林の持つ多面的機能を持続的に発展させるとともに、健全な森林を育てる力強い「林業・林産業」の発展のため、地域材の一層の需要拡大に努めてまいります。

次に、「商業・工業」についてであります。

本市の商工業を取り巻く環境は、長引く地方経済の低迷等から、依然として厳しい状況下にあります。このため、商業においては集客力の高い商店街形成に向け、空き店舗の利用促進対策やにぎわい創出に向け取り組むとともに、特に市内事業者の施工を条件に小売店等の店舗改修に対する助成措置を新たに講じるなど、商店街の振興に努めてまいります。

また近年、各種の都市機能を市街地中心部に集積する「コンパクトなまちづくり」が中心市街地の活性化に有効な方策となっておりますので、各関係機関、団体等と意見交換をするなど、協議を進めてまいります。

工業につきましては、地場資源型の製造加工業が中心で、その大半が小規模な事業所であり、また建設業におきましても公共事業が減少するなど、さまざまな課題を抱えています。このため、新分野への進出や事業拡張など、先行的取り組みに対して優良事例等の情報提供や経営セミナー等の開催に加え、各種助成制度の利用促進による支援に努めてまいります。

また、企業の経営安定に向け、特別融資資金の融資額・償還年限を拡大するとともに、中小企業振興条例及び企業立地促進条例により引き続き支援してまいります。

更に、「ラブ土別・バイ土別運動」につきまして、地元産品に対する愛着の醸成を図り、消費拡大に努めるとともに、特に商工会議所等との連携により、市民の住宅新築等の特別相談窓口として「住まいづくり支援センター」を開設し、地元企業のすぐれた技術や技能を再認識することで、地元産業の振興を図ってまいります。

次に、「地場産業・起業・企業誘致」についてであります。

地場産業は、地域の活力を創出する重要な産業でありますので、技術力などの向上と経営基盤の強化に対する支援に努めるとともに、新製品開発や起業化につながる情報提供及び各種支援制度の活用促進と販路等の拡大に努めてまいります。

また、企業誘致につきましては、地域経済の活性化や雇用拡大にも直結いたしますので、長期的な展望に立った情報収集に努めるとともに、トヨタ自動車やプリヂストンを初め、ダイハツ工業、ヤマハ発動機、交通科学総合研究所、さらには日本甜菜製糖、北海道農材工業等の誘致企業との関係を深めながら、一層の施設充実を働きかけてまいります。

次に、「雇用・勤労者福祉」についてであります。

北海道や土別地方における有効求人倍率は、全国平均を大きく下回る状況にあり、地域間格差がますます拡大しています。こうした中で、本市の新規学卒者は地元企業の求人難などから市外へ流出する傾向にありますが、人材確保の上からも企業の新分野参入・創業などを促進し、若年層の雇用機会の確保拡大に努めてまいります。

また、季節労働者を取り巻く情勢は、就労機会の縮小に加え、「雇用保険特例一時金」の引き下げなどにより、一段と厳しさを増しておりますので、国の「通年雇用促進支援事業」を活用し、就労の場の創出とともに、勤労者の労働環境、労働福祉の一層の充実に努めてまいります。

次に、「観光」についてであります。

近年、観光は豊かな自然や地域特有の「食」に加え、独自性に富んだ体験型観光が求められるなど、そのニーズは一層多様化しています。このため、本市の「農村風景」「羊と雲の丘」「岩尾内湖」などの壮大な景観やサフォーク羊などの資源を生かし、羊毛工芸、農作物収穫体験、アウトドアなど、四季を通じた「土別まるごと体験ツアー」を実施し、「観て・食べて・体験」することができる観光の構築に努めてまいります。

更に、観光の一層の振興に向けて、「観光ホスピタリティ運動」「市民観光意識盛り上げ事業」「全国ニット大賞」など、各種事業を引き続き支援するとともに、道北における広域観光の重要性も増してきておりますので、地域間の連携による取り組みを広く発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、「合宿」についてであります。

「合宿の里づくり」につきましては、陸上やスキーを初め吹奏楽等も含め、1年を通じた各

種団体の受け入れを目指し、関係団体と連携のもとに、合宿環境の整備及び招致活動を進めてまいります。特に、本年は北京五輪直前合宿地として、ドイツ陸上競技ナショナルチームを昨年引き続き迎えることになっており、その受け入れに万全を期してまいります。

次に、「交流」についてであります。

交流は、多くの情報や異なる生活文化に接することで、新たな発想や意識の改革につながるとともに、人材の育成や地域の活力を生み出す有効な手段とされています。本市では、姉妹都市として「ゴールバーン市」、友好都市として「三好町」との交流、さらに「ふるさと会」や「ふるさと大使」の活動も行われており、こうした住民相互の「交流のきずな」が一層拡大できるよう努めてまいります。

次に、「移住」についてであります。

本市では、市民と行政の連携による「ようこそ！土別プロジェクト」を中心に、田舎暮らしに興味を持つ方々の受け入れ体制の整備を進めていますが、今後は本市の食や自然などの魅力を発信するとともに、ホームページの充実や短期移住者用住宅の確保、大都市圏でのPR活動などを積極的に進めてまいります。

次に、「やすらぎとうるおいあふれる生活環境づくり」についてであります。

まず、「防災」についてであります。近年の異常気象などから、さらなる防災体制の確立と地域を挙げた防災意識の高揚を図ることが求められています。このため、「土別市地域防災計画」に基づき、引き続き避難施設表示板の設置及び防災資機材の整備や災害避難訓練を実施するとともに、自治会との連携による自主防災組織の設立に向けた取り組みなど、防災体制の確立に努め、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、「消防・救急」についてであります。

消防対象施設の大型化や急速な高齢化の進展、さらには自動車事故などによる救急・救命活動の増加など、一層の消防・救急体制の強化が求められています。このため、消防車両及び救急救助資機材の整備並びに消防団の活性化に努めるとともに、市民に対する防火意識の啓発を図ってまいります。

なお、北海道から示されました「消防の広域化構想」につきましては、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

次に、「防犯・交通安全」についてであります。

防犯対策につきましては、「土別市安全で安心なまちづくり推進会議」を中心として、「市民の安全・安心は地域から」の考え方にに基づき、市民と行政が一体となった防犯活動を一層推進してまいります。また、「北海道洞爺湖サミット」に関連し、北海道全体の防犯対策が重要になりますので、地域としての対応に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、北海道では3年連続で全国交通事故死ワーストワンを返上することができたものの、死者数では前年を上回る結果となり、土別警察署管内では5名の方が亡くなるという残念な状況でありました。本年は決意を新たに、悲惨な交通事故の撲滅に向け、



関係機関・団体との密接な連携により、市民一人一人が「交通事故に遭わない、起こさない」という意識の高揚を図り、交通安全施設の整備や啓発運動を展開してまいります。

次に、「消費生活」についてであります。

近年、さまざまな規制緩和や流通体系の変化などの中で、悪質商法を初め、多くの「消費生活に関する問題」等が発生しており、「被害者防止ネットワーク」による相談並びに情報を提供できる体制を整えるとともに、「市民ふれあいトーク」や「くらしの講座」などを通して啓発活動を推進してまいります。

次に、「環境保全・資源循環」についてであります。

環境保全対策につきましては、市民の協力のもとで、資源循環型社会の構築に向けたごみ減量化とリサイクルの推進に努める中、生ごみ等を含めた未利用バイオマスを活用した堆肥化施設の整備に向け、基本構想や計画を再度検討してまいります。

また、地球温暖化防止対策につきましては、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼす問題として、事業所や市民との連携による取り組みを推進するとともに、本市の豊かな環境を保全し、よりよい生活ができる地域社会づくりに努めるため、「環境基本計画」の策定に着手いたします。

次に、「エネルギー」についてであります。

「地球環境」の問題は、国家的・国際的な課題として、身近なところから取り組むことが求められている一方で、「土別市地域新エネルギービジョン」を基本に、環境に負荷の少ない自然エネルギーなど、新たなエネルギーの利活用やその導入に関する調査研究を進め、環境にやさしいまちづくりを目指してまいります。

次に、「都市計画」についてであります。

本市では、「土別市都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域の設定、各都市施設の整備、あるいは区域内の適正な土地利用の推進に努めてきましたが、今後も豊かな自然や美しい景観への配慮のもとに、機能的で快適性あふれる生活環境づくりを進めるため、コンパクトなまちづくりの推進も視野に入れた土別市都市計画マスタープランの見直しに取り組んでまいります。

次に、「道路」についてであります。

本市の道路網は、国道、道道及び市道で構成され、さらに北海道縦貫自動車道の接続などにより、生活や産業活動の基盤を形成しており、今後においても計画的整備の推進と効率的維持管理が求められています。このため、市道につきましては、朝日上土別南1号線道路の整備などのほか、都市計画街路では市街地の外環状的道路の整備に資する東大通の本年度完成を目指してまいります。

また、冬期間における交通の安全確保を図るため、新規事業として川西中の島線防雪柵設置事業に着手するほか、生活道路につきましても改良・舗装工事を進め、歩道の段差解消や勾配緩和など「人にやさしい道づくり」として、高齢者や障害者のみならず、だれもが快適・安全

に通行できる道路環境の整備に努めてまいります。

「橋梁整備」につきましては、継続して川西上土別街道線大和橋かけかえ工事を実施し、安全な交通体系の確保に努めてまいります。

北海道縦貫自動車道の整備につきましては、地権者を初め沿線関係者の営農上の諸課題を調整する中で、多寄町までの区間の早期完成、さらには名寄市までの整備区間決定に向け、地域を挙げた取り組みを推進してまいります。

次に、「交通」についてであります。

本市の公共交通につきましては、JRのほかバス、タクシーがその役割を担っていますが、利用者の減少など、地域交通を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、市民の足の確保が課題となっています。このため、「土別市地域公共交通活性化協議会」において策定する「地域公共交通総合連携計画」の中で、本市における新たな交通システムの調査及び効率的な運行体系のあり方等について検討してまいります。

次に、「情報通信」についてであります。

高度情報通信社会の到来の中で、電子自治体の推進は不可欠な状況にあります。このため、「土別市情報化計画」に基づき、行政手続のオンライン化や総合行政ネットワークの活用を推進し、さらなる市民サービスの向上と情報通信技術を活用した業務改革に努めてまいります。

特に、本年は電子自治体構築の一環として、5月からインターネットを通じて申請・届出等の手続が可能となる電子申請システムを導入するとともに、戸籍業務の電算化については7月開始に向け準備を進めてまいります。

また、ブロードバンド化など、情報通信基盤の整備促進とともに、地上デジタル放送への移行に伴う電波受信状況の調査を実施してまいります。

次に、「住宅」についてであります。

「住みなれた地域で安心して暮らせる」北国土別にふさわしい住宅のストック形成のため、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画に基づく整備に努め、北部団地については4階建て1棟40戸のE棟を21年度までの2カ年で建設し、さらに「ストック改善事業」により、もみじ団地2棟8戸を整備してまいります。

次に、「公園・緑地・河川」についてであります。

公園整備につきましては、陸上競技場とグリーンスポーツ施設の一体的な活用が可能となる「ふどう公園連絡道路」の完成を目指してまいります。

河川整備につきましては、道費河川の改修促進についての要請を継続し、自然環境を生かした快適な河川空間の確保に努めてまいります。

次に、「上水道」についてであります。

災害時等にも強い水道施設の実現に向け、東山浄水場配水池増設、朝日浄水場導水管布設がえを初め、各種事業に着手するなど、日常生活になくてはならない重要なライフラインとして、その機能充実や安定経営に努めてまいります。

次に、「下水道」についてであります。

公共下水道につきましては、合流式下水道改善事業による污水管の整備を進めるほか、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び個別排水施設により水洗化の普及促進を図り、公共用水域の水質保全に努めるとともに、快適で衛生的な生活環境整備に努めてまいります。

次に、「雪対策」についてであります。

除排雪体制の充実は、市民生活にとって極めて大きな課題となっており、快適で安全・安心な生活環境実現に向け、除雪機械更新や国・道との連携による幹線道路や生活道路の除排雪拡充、さらには流雪溝や融雪溝の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「心のゆたかさと生きる力をはぐくむ人づくり」についてであります。

詳細につきましては、教育長から教育行政執行方針で述べられますので、私からは学校施設の整備と生涯学習の取り組みについて申し上げます。

まず、「学校施設の整備」についてであります。

土別中学校につきましては、昨年9月にすべての工事が完了したことに続き、糸魚小学校校舎が11月に完成し、既に供用を開始しているところであり、本年度は多寄小学校の改築に向け実施設計を行ってまいります。

次に、「生涯学習」についてであります。

生涯学習によるまちづくりにつきましては、さまざまな分野での施策の展開が生涯学習に通じるとの認識のもとに、生涯学習情報センターや市民文化センター並びにサンライズホールを拠点とし、それぞれが有する施設の優位性を生かし、相互に有機的な連携を図りながら、これまで蓄積してきた人的ネットワークなどを活用した施策の推進に努めてまいります。

更に、新たに策定した「土別市人づくり・まちづくり推進計画」を基本に、市民と行政との協働によって、「夢を語り、学ぶよるこびで、人・文化きらめくまち」の実現に向け、学習内容や環境の充実を初め、生涯学習推進体制の整備を図るとともに、人づくり・まちづくり市民会議「みなくる」とも協働しながら活動展開に努めてまいります。

次に、「財政の見通し」については、18年度決算、19年度予算及び19年度の普通交付税の決定状況をベースに、総合計画に見込んだ事業を加え、財政収支試算を行ったところであります。特に、年度間の収支均衡や投資事業の平準化、財政健全化計画との整合性に留意したところであり、今まで以上に「自己決定・自己責任」に基づいた総合的な行財政運営に努め、さまざまな社会資本や生活環境の整備、医療、福祉、教育など、あらゆる分野において市民福祉の向上を図ることを目指しています。

しかしながら、地方交付税の見込みが極めて重要であり、この動向によっては大きな影響を受けることとなりますので、地方債の借り入れ等も含め、慎重な財政運営に当たってまいります。

先にも申し上げましたとおり、全国的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地方分権や行財政改革など、社会情勢の変化や構造改革への対応が求められる中で、特にこの地域の最

大の課題ともなっている地域医療の確立を図ることを中心に、私たちが暮らす地域社会を豊かにしていくためには、市民のあらゆる英知を結集し、調和と相互信頼のもとで、互いの連携によるまちづくりを進めていくことが重要であります。

一昨年来、多くの市民の皆様の御協力をいただきながら、今後10年間の本市のまちづくりの方向性を示す「総合計画」を策定したところであり、本計画を着実に推進し、市民一人一人が主役として生涯にわたって「いきいき・のびのび」生活することができ、次世代に確実に継承することができるまちづくりを目指し、市政の運営に当たってまいり所存であります。

終わりになりますが、郷土「土別」を築いていただいた先人諸賢の御労苦に、改めて深甚なる敬意と感謝の気持ちをあらわすとともに、「土別市」の今後ますますの発展のために、全職員が進取の気概を持って取り組んでまいります。

市議会議員各位並びに市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、市政の執行方針といたします。どうもありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、教育行政執行方針をお伺いいたします。朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 平成20年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する所信と基本方針を申し上げます。

今日、少子高齢化、情報化、科学技術の進展など、社会のさまざまな変化の中であって、教育においてもこれらの課題に適切に対応することが求められています。こうした中で、一昨年、約60年ぶりとなる教育基本法の改正を受け、昨年緊急に必要とされる教育関連三法の改正が行われるとともに、学習指導要領の改訂に向けた検討も進められており、我が国の教育をめぐる環境は大きく変化している状況にあります。

教育委員会といたしましては、こうした教育の流れをしっかりと受けとめ、平成20年度を初年度に10カ年計画でスタートする「土別市総合計画」とも整合性を図りつつ、生涯学習・生涯スポーツを進めるための指針として策定した「土別市人づくり・まちづくり推進計画」と「土別市スポーツ振興計画」の実現を目指してまいります。

また、人がまちをつくり・人をつくるのが教育との視点に立ち「心豊かにたくましく生き、土別2世紀を拓く人を育む」を基本理念として、学校、家庭、地域社会が一体となり、教育・文化・スポーツ活動を推進するとともに、ゆとりと生きがいのある生涯学習社会を目指し、積極的な教育行政を推進してまいります。

第1に学校教育の推進であります。

今、学校教育は、社会の変化の中で主体的に生きていくために、みずから学び、判断し、問題を解決する資質や能力など「確かな学力」を培い、「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、21世紀に適應する「生きる力」の育成を目指しております。

こうした基本的な考え方に立って、学校における教育内容を厳選し、「総合的な学習の時間」における各教科との関連や目標等を示す全体計画の作成、さらには個に応じた指導を柔軟かつ多様に導入しながら、「わかる授業」を行い、「確かな学力」の向上を目指し、特色ある

教育・学校づくりの推進に努めているところであります。

このような中において、今年度におきましては、昨年実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、各学校において課題を把握し、指導内容や指導方法の改善に取り組みつつ、特色ある教育課程を編成し、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実や、子供にとって魅力ある教育活動を推進してまいります。

さらには、「いじめ」など、子供たちの心の問題については、命を大切にし、他人を思いやり、感動する心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」を一層推進してまいります。

また、いじめ、暴力行為、非行等の問題行動や不登校につきましては、「いつでも、どこでも」起こり得ることを認識し、今後も学校全体の問題として早期発見、早期解決を図ることが重要なことと考えており、これらの問題へ適切に対応し、学校内外の指導体制をより充実させるため、「心の教室相談員」「青少年教育相談員」等を配置し、相談・指導体制の充実を図るとともに、「のぞみの電話やメール」「教育相談票」の活用を図り、学校と家庭及び「不登校・いじめ問題等対策連絡会議」等の関係機関が連携を密にし、迅速な対応と適切な指導に努めてまいります。

更に、各学校では、校下に学校だよりを通じて校内の情報を積極的に発信してまいりましたが、学校教育法の改正により、学校の評価の実施及び結果の公表が義務づけられたことにより、学校評価に積極的に取り組むとともに、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、「地域に開かれた学校づくり」を一層推進してまいります。

次に、国際化が進展する状況において、外国語による基礎的・実践的な「コミュニケーション能力」が求められており、引き続き英語指導助手を配置し、中学校及び東高校へ定期的に派遣するなど、国際化に対応できる能力や諸外国の文化・生活習慣などに理解を深める学習活動を一層展開してまいります。

情報教育につきましては、これまでも小・中学校にコンピュータを導入し、その充実を図ってきたところであり、昨年までは土別中学校・南中学校の大規模校のコンピュータ教室の更新・整備を図ってきましたが、文部科学省の整備基準を考慮し、本年度は中学校4校のコンピュータ教室の更新・整備を実施するとともに、他の学校につきましても周辺機器やソフト面などの条件整備を図ってまいります。

健康安全教育につきましては、学校を初めとする地域社会が安全・安心な環境であることは極めて重要なことであります。日ごろから、学校における危機管理意識の徹底を図り、防犯教室や交通安全指導及び火災、地震、台風等、災害時における安全教育の一層の充実に努めるとともに、子供みずからが自分の身を守る「安全対応能力」を高めていく指導にも力を注いでまいります。

更に、「土別市安全で安心なまちづくり条例」に基づき、警察、防犯協会等関係機関と連絡体制を強化し、子供たちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、環境づくりに努めてまいります。

また、学校現場において心停止を発生した場合の救命措置に有効な手段でありますAED（自動対外式除細動器）をすべての小・中学校に整備を図り、教職員等に対する講習会を実施する中で、応急処置が迅速かつ的確に行われるよう努めてまいります。

加えて、たくましい心身を育てるため、スポーツを通じた体力の増進や栄養のバランスを考えた食育の指導等、健康教育の推進を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、従来の特殊教育に加え、通常学級に在籍する学習障害児などの児童・生徒を支援する新たな制度が昨年度からスタートしたことに伴い、一人一人に対し適切な教育を行うため、「特別支援教育支援員」やコーディネーターの配置など、校内支援体制の整備を図るとともに、従来の就学指導委員会を包含した「特別支援教育連携協議会」を設置し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう、保護者の理解や協力を得ながら、「特別支援教育」の推進と充実に努めてまいります。

また、現代社会において就職も進学もしない、いわゆる「ニート」と呼ばれる若者が増加する中で、学ぶことや働くことの意義を実感させる指導が求められており、子供一人一人の勤労観、職業観を育てる「キャリア教育」を推進してまいります。

児童・生徒一人一人に確かな学力と豊かな人間性をはぐくむためには、教職員の資質と能力に負うことが大きいことから、土別市教育研究会や公開授業研究会などを通して、教育課程の編成に伴う学習指導の工夫・改善を初め、専門的知識や指導力の向上を図るための研修を推進するとともに、教職員の資質向上を図る各種研修会への積極的な参加を奨励してまいります。

教育諸条件の整備につきましては、少子化に伴い、小規模校の増加や学校施設の老朽化が進む中で、子供たちの学習環境を考慮し、将来の児童・生徒数を見据えた市内小・中学校の適正規模や今後のあるべき姿を検討してまいります。

また、多寄中学校に併設する方法で改築を予定しております多寄小学校につきましては、昨年度は耐力度調査を実施し、本年度は実施設計を計画しており、今後改築に向けた準備を進めてまいります。更に、老朽化が著しい中土別小学校の体育館屋根等につきましても、改修工事を実施してまいります。

次に、教室等の「化学物質濃度測定」の検査につきましては、既にすべての小・中学校で定期測定が終了いたしておりますが、その中で指針値の2分の1を上回っている教室等につきましては、本年度も再測定を実施してまいります。

なお、糸魚小学校につきましては、移転後初めての夏を迎えることから、新たに測定を計画しており、今後におきましても児童・生徒の健康で安全な学習環境の確保に努めてまいります。

土別東高等学校につきましては、中学卒業者が年々減少する中で、習熟度別学習等、小規模校としての特徴を最大限に生かした教育活動を展開しながら、生徒の確保に向けてPR・募集活動に全力で取り組んでいるところであり、20年度入学者は16名を予定しております。これまでも、学校教育援助事業や対外活動奨励事業、さらには通学援助として定期券やバス代を助成するなどの支援策を講じてきましたが、今後も引き続き父母負担の軽減を図るとともに、地域

に密着した信頼される学校を目指し、生徒の実態に応じた特色ある教育活動を推進してまいります。

また、18年度から市民の生涯学習の機会提供のため、一部科目履修生の受け入れを行っており、今年度も引き続き実施してまいります。

学校給食につきましては、地元の産物や旬の食材の使用を通して、官民協働で推進している「ラブ土別・パイ土別運動」にも意を配し、給食内容の充実はもとより、食の安全確保、衛生管理の徹底、さらには施設の効率的な運用を図りながら、栄養バランスのとれた「安全・安心」な学校給食の提供に努めてまいります。

第2に、社会教育の推進であります。

急激に変化する社会環境において、常に新しい知識や技術を身につける必要性も従来に増して高まっている中で、人々はさまざまな生涯学習に取り組んでおり、とりわけ社会教育はその中核的な役割を担っております。このため、多様化する学習ニーズに対応し、幅広い学習機会の提供と相談体制の充実を図るとともに、学習情報の収集、提供に努め、市民の自発的な学習活動を積極的に支援することにより、今年度からスタートいたします「土別市人づくり・まちづくり推進計画」の実現を目指して事業を推進してまいります。

生涯学習における文化に関する学習の占める割合が大きいことから、文化活動を振興するための施策として、芸術鑑賞機会の提供、文化関連事業の開催、文化施設の整備・充実、指導者の育成に努め、文化振興条例に基づき市民の自主的な創作発表や芸術鑑賞機会の提供など、さまざまな文化活動を支援するとともに、文化財の保存管理と活用に努めてまいります。

次に、青少年対策につきましては、家庭教育や子ども会、PTAなど、地域活動を支援するとともに、学校・家庭・地域との連携を密にし、青少年の健全育成に取り組み、「指導センターだより」や「インターネットを楽しく活用するために」などの配布による啓発活動を初め、青少年指導センターの巡回指導を強化するなど、非行防止に努めてまいります。

生涯学習情報センター「いぶき」につきましては、だれもが気軽に集い、安らぎ、学ぶことのできる施設として、さらなる利用促進に努め、絵画、写真、版画等の作品展示会をセンター主催で行う「いぶきギャラリー」の充実を図り、各種イベントの開催に取り組むとともに、防犯カメラの設置により安全・安心な施設の管理運営を目指してまいります。

次に、公民館事業につきましては、市民の学習活動に対する支援や学習機会の提供を推進し、各種学習事業を通して豊かさを実感できる地域づくりに努めてまいります。また、生涯各期ごとの学習を推進するために、九十九大学、青年自主企画事業、女性自主企画事業、家庭教育事業及び子ども会事業を実施してまいります。

なお、事業の実施に当たっては、市民や関係団体との連携を図り、協働を基本に実施し、地区公民館は地域の風土にかなった事業を実施してまいります。

市民文化センターにつきましては、施設の機能充実に努め、生涯学習情報センターやサンライズホールとも連携を図り、芸術文化の振興及び学習活動の拠点施設としての機能を生かした

管理運営に努めてまいります。

また、あさひサンライズホールにつきましては、良質な舞台芸術に触れる機会の提供を初め、文化・芸術の創造の場として、その機能を有効に活用し、各種活動の支援に努めてまいります。

次に、図書館につきましては、市民が気軽に読書に親しみ、本を通して人と人との触れ合いや豊かな心をはぐくむ場であり、多様な情報提供サービスの窓口及び地域の情報機能の拠点として、道立図書館や他の市町村とネットワークを図り、図書館の基本的機能であります資料提供を迅速かつ的確に行い、時代に即応した図書館運営に努めてまいります。

また、親子に本の楽しさを伝える「ブックスタート事業」や「読書感想文コンクール」「読み聞かせ会」「学校等との連携による講座の開設」などを通して、子供の読書推進と環境づくりに努めてまいります。

更に、一昨年から取り組んでおります図書館ボランティアの方々に事業の支援、資料整理などの活動の場を提供し、市民に「親しまれ、気軽に利用できる」図書館づくりを進めてまいります。

次に、博物館事業につきましては、収集資料の整理や保存、調査研究などの充実に努めるほか、教育普及活動事業として自然観察会や天文教室等を実施するとともに、青少年活動促進事業として「米づくり」や「アウトドア体験事業」を開催してまいります。

また、博物館ボランティア活動支援事業、特別学芸員調査研究事業及び博物館報告書の発刊についても、引き続き取り組んでまいります。更に、特別企画展として「日本版画協会巡回展」や「和泉雅子写真展」などを開催してまいります。

朝日郷土資料室につきましては、智恵の蔵運営委員会活動を支援し、郷土の歴史や生活文化等の「記憶の記録化」の推進など、資料の整備充実を図りながら、市民参加による展示活動を行ってまいります。

次に、つくも青少年の家につきましては、青少年の健全な育成を目的とした宿泊や日帰り研修を行う社会教育施設として、開所40年を迎えますが、スポーツ団体や文化団体のほか、学校の授業やPTA活動によるレクリエーションなどの交流活動にも活用され、利用が増加している現状にあります。

また、自然との触れ合いを中心とした体験学習などの研修プログラムの提供を進めながら、新規利用団体の拡大に向けてPRを活動を行い、積極的な受け入れに努めてまいります。施設整備につきましては、洋式トイレに改修することにより、車いすの方も利用できるよう配慮し、親しまれる施設づくりに努めてまいります。

第3に、市民スポーツの推進であります。

スポーツは、地域社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、スポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しております。このたび、生涯スポーツの指針となる「土別市スポーツ振興計画」が策定され、テーマを「心体健設」とし、20年度をスタートに今後10年間のさまざまな事業が計画される中で、総合的なスポーツ振興を目指し、「健康・スポーツ都市宣



言」のまちにふさわしい政策の展開を図ってまいります。

また、本市スポーツ振興の中核的な機能を担っている「土別市体育協会」を初め、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体の育成強化を図るとともに、より一層の連携を進めながら、競技力の向上や生涯スポーツの普及など、住民の多様なニーズにこたえ、子供から高齢者まで生涯にわたりスポーツになれ親しむ環境づくりを目指してまいります。

次に、体育施設の整備についてであります。総合体育館につきましては施設の老朽化に伴い、3カ年の大規模改修に取り組み、昨年度の暖房施設改修に引き続き、本年度は1階フロアの全面張りかえやトイレ、壁塗装など、内部の大規模改修に着手いたします。

また、日向スキー場、朝日スキー場のリフト整備や陸上競技場簡易夜間照明の設置、天塩川パークゴルフ場の補修、糸魚小学校跡地を活用した朝日クロスカントリーコースの整備、AED（自動対外式除細動器）を農業者トレーニングセンター、プール、スキー場などに3台の導入を進めてまいります。

「スポーツ合宿の里」づくりにつきましては、陸上競技やスキー競技を中心として、年間2万人を超える合宿者の受け入れを行っており、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与しているところであります。特に、8月に開催される北京オリンピック陸上競技の直前合宿地として、70名を超えるドイツナショナルチームの選手団を昨年に引き続き迎えることとなっており、その受け入れに万全を期すとともに、新規団体を含め、積極的に招致活動に努めてまいります。

また、「合宿の里土別推進協議会」との連携のもとに、市民交流会を初め、合宿チームによる陸上教室の開催など、「合宿の里」ならではの事業を実施してまいります。更に、本市最大の夏季スポーツイベントであります「ハーフマラソン大会」を初め、例年実施いたしております「オリンピックデーラン」や「ディスタンスチャレンジ土別大会」などの成功に向け、各関係機関・団体等との連携を図りながら進めてまいります。

以上、教育行政の執行に関する所信と基本方針につきまして申し上げますが、今後とも生涯学習社会の実現に向けて、学校、家庭、地域社会が一体となり、さらに朝日町特例区事業とも連携を深めながら、教育委員会が一丸となって努力する所存でございますので、市議会議員を初め、市民の皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上で、教育行政に対する執行方針とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、平成20年度各会計予算並びに関連提出議案の説明を求めます。相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） ただいま議題となりました議案第2号から議案第25号まで、平成20年度土別市一般会計予算案ほか各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第2号 土別市一般会計予算から議案第15号 土別市病院事業会計予算についてまで御説明申し上げます。

我が国の経済は、持続的な経済成長が見込まれている中であって、地域間では格差が顕著化

し、本市においては景気回復の実感がない状況にあります。本市の自主財源の柱となる市税は、自動車関連企業の設備投資により、固定資産税において若干の伸びがあるものの、全体的には伸び悩んでおり、また地方交付税は地域間の税収偏在性の是正のため、「地方再生対策費」の創設がなされたところでありますが、従来の算定分では道路に係る需要額の見直しなど減額の見込みにあり、大きな増加は期待できないことから、歳入の確保は依然厳しい状況にあります。

こうした中で、社会保障費の増加、少子高齢社会の進展、さらに新たな自治体財政健全化法の制定により、本市の市立病院の経営状況を考慮すると、今後の行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあるところであります。

このようなことから、平成20年度の予算編成に当たりましては、「行財政改革大綱・実施計画」及び「財政健全化計画」を基本に、徹底した経費の節減に努める一方で、20年度からスタートする「土別市総合計画」との整合性を図りつつ事業展開する中、財源の確保を図ったところであります。なお不足する財源においては基金からの繰り入れなどにより補てんし、収支の均衡を図ったところであります。

この結果、予算の総額は一般会計149億178万1,000円、特別会計67億8,798万3,000円、企業会計53億9,678万8,000円、計270億8,655万2,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で0.2%の減、特別会計で29.8%の減、企業会計では0.2%の減となり、総額で対前年比マイナス9.7%となったところであります。この大きな要因といたしましては後期高齢者医療制度の開始に伴い、老人保健特別会計などが大幅な減額となったことによるものでありまして、実質的には19年度と同規模となったところであります。

次に、予算編成に当たり、特に留意した事項及びその主なる内容について、一般会計の歳出から順次御説明申し上げます。

まず、総務費であります。一般行政経費を初め、情報管理事業費、まちづくり推進事業費、自治会活動費、朝日町合併特例区で実施する事業に係る交付金など、合わせて7億5,393万6,000円を計上いたしました。

次に、民生費であります。福祉施策につきましては、可能な限り現行制度の維持に努め、障害者に対する支援費、高齢者生きがい対策及び福祉対策費、医療助成費、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定経費、社会福祉法人朝日福祉会が実施する特別養護老人ホーム「美土里ハイツ」の増床の建設事業費に対する助成のほか、今年度から新たに始まる後期高齢者医療制度に伴う療養給付費負担金など、合わせて社会福祉費で20億4,267万8,000円を計上し、児童福祉費では僻地保育所の管理運営委託料、児童手当等支給費、乳幼児の医療助成費、保育所の運営に要する経費のほか、保育施設の開園時間外に就業する母子家庭に対して支援を行う母子家庭就業支援モデル事業費などを計上し、5億3,889万5,000円、生活保護費の3億9,760万円を合わせて民生費で29億7,917万3,000円を計上いたしました。

次に、衛生費につきましては、保健衛生費で妊婦健康診査、乳幼児訪問事業の拡大を図った母子保健事業を初め、疾病予防対策費、成人保健対策費、がん検診事業費、火葬場管理費など

のほか、水道事業会計並びに病院事業会計に対する補助金などを計上し、清掃費では粗大ごみの適正処理対策を初めとするじん芥収集処理経費のほか、廃棄物減量化・再利用推進事業費や最終処分場の施設管理及び整備費など、衛生費で合わせて10億6,884万円を計上いたしました。

次に、労働費についてであります。勤労者及び高齢者の生活安定と雇用の促進を図るため、中小企業勤労者福祉推進費、高齢者労働能力活用費、勤労者センター管理費などで4,437万9,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費について申し上げます。

本市の農業行政は、国際化の著しい進展に加え、水田・畑作経営所得安定対策の導入など、極めて厳しい状況にある一方、より安全かつ良質で消費者に信頼される農畜産物の生産が求められている現状を踏まえ、引き続き農業応援アドバイザーの登録を得る中での収量アップに向けた取り組みを初め、農業・農村担い手支援事業費、甜菜等の安定的な生産振興を図るための寒冷地作物の生産性向上促進事業費、品目横断的安定対策への対応として、大豆・甜菜の輪作体系確立推進事業、中山間地域等直接支払交付金事業費、各種制度資金に対する利子助成費などに加えて、大豆調製施設など農業施設の整備に対し助成する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費、農畜産物加工体験交流工房建設事業費などを農業振興費として計上したほか、農業生産基盤の整備対策として道営による農業農村整備事業費、農地・水・環境保全向上対策事業、21年度からの着工に向けた国営農地再編整備推進事業費などを計上いたしたところがあります。

また、畜産の振興につきましては、畜産環境総合整備事業、酪農ヘルパー補助費、制度資金に対する利子補給費等のほか、引き続きバイオマスを活用した堆肥化施設の整備に向けた計画の策定経費を計上するとともに、羊肉のブランド化、販路開拓を目指した羊肉通年出荷体制確立事業費、広域生産体制、北海道産ブランド羊肉としての地位の確立に努める生産基盤確立推進事業の展開によるサフォークめん羊の振興費など、農業費で12億6,865万円を計上いたしました。

林業費につきましては、森林の適切な整備を図るため、21世紀北の森づくり推進事業費、森林環境保全整備事業費、公団分収造林事業費など8,074万5,000円を計上し、水産業費55万8,000円を合わせて、農林水産業費全体で13億4,995万3,000円を計上いたしたところでありませ

す。

次に、商工費であります。商店街を初めとする中小企業の厳しい状況を踏まえ、中小企業振興条例に基づく中小企業特別融資事業の拡大を図るほか、商店街の活性化対策費に加え、ラブ土別・バイ土別運動では一層の推進のため、新たに住まいづくり応援事業を実施し、企業立地関係では企業立地促進条例に基づく助成措置を講じ、観光関係ではサフォークオリジナル料理の一層の普及拡大と加工品の商品開発を推進し、本市の特産品としてサフォークランド土別をさらに道内外に広めるため、継続してサフォーク特産品振興事業費を計上したほか、各種イベントの推進とともに、羊と雲の丘観光施設、岩尾内観光施設を初めとする各種施設管理費及

びサイクリングターミナル整備事業費、消費経済費と合わせて商工費で4億3,790万2,000円を計上いたしました。

次に、土木費につきましては、道路・流雪溝等の維持管理費を初め、道路新設改良費では道路網の整備を単独事業及び道路交付金事業で11路線を実施するとともに、新たに道路改良国庫補助事業費で川西中の島線防雪柵設置事業のほか、橋梁新設改良費では川西上土別街道線大和橋のかけかえによる事業費を計上するなど、道路橋梁費で5億4,138万8,000円を計上いたしました。

都市計画費では、東大通改良事業を継続して実施するとともに、ふどう公園ランニングコースの整備費、公共下水道事業特別会計繰出金など、合わせて4億6,449万7,000円を計上したほか、住宅費では20、21年度の2カ年で実施する市営住宅北部団地E棟1棟40戸の建設事業費などで5億392万6,000円を計上し、土木費全体で15億6,276万9,000円を計上したところであります。

次に、消防費であります。土別地方消防事務組合負担金のほか、河川防災ステーションの維持管理費などで5億7,746万3,000円を計上いたしました。

次に、教育費について申し上げます。

まず、教育総務費では学習振興費、遠距離通学費、就学援助費及び幼稚園就園奨励費のほか、情報処理教育推進事業に係る中学校パソコン教室機器更新費など1億5,125万1,000円を計上し、小・中学校費では多寄中学校との併設による改築を検討している多寄小学校の実施設計費のほか、全小・中学校のAED整備事業費、学校管理経費などを合わせて2億61万4,000円を計上するとともに、高等学校費で1,615万5,000円を計上いたしましたところであります。

社会教育費につきましては、文化振興事業費、社会教育推進事業費、公民館活動費、図書館図書整備費、サンライズホールを初めとする各社会教育施設の管理費のほか、生涯学習情報センター防犯カメラ設置費、つくも青少年の家トイレ設備改修費など合わせて2億762万3,000円を計上し、保健体育費では総合型地域スポーツクラブ推進事業費、スポーツ合宿招致対策事業費、ハーフマラソン大会などの各種スポーツ大会開催経費のほか、北京オリンピック出場のドイツ陸連の直前合宿受け入れ事業費を計上するとともに、総合体育館大規模改修費、日向・朝日スキー場リフトワイヤーロープ等交換、陸上競技場簡易夜間照明設備など体育施設整備費を計上し、各種スポーツ施設及び学校給食センターの管理費などを合わせ3億4,125万1,000円を計上し、教育費全体で9億1,689万4,000円を計上いたしました。

次に、公債費につきましては、地方債の償還元金、利子のほか、一時借入金利子などを合わせ25億5,013万円を計上いたしました。

次に、職員費では財政健全化計画、定員適正化計画などに基づき、前年度比10.0%減の2億2,817万7,000円を計上いたし、予備費につきましては500万円を計上いたしましたところであります。

次に、歳入の主なるものについて御説明申し上げます。

まず、市民税につきましては19年度の決算状況から推計し、個人・法人を合わせて9億7,723万3,000円を計上いたし、固定資産税につきましても決算状況を考慮して10億9,978万7,000円を計上したほか、市たばこ税、都市計画税などを合わせて市税総額を24億1,327万7,000円といたしたところであります。

次に、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金につきましては、国の予算並びに地方財政計画の収入見込み額を勘案し、6億9,970万円を計上いたしました。

次に、地方交付税についてであります。地方財政対策における伸び率、合併による支援措置のほか、税収偏在性是正のため創設された地方再生対策費などを考慮し、普通交付税については60億876万7,000円と見込み、特別交付税の6億円を合わせて0.7%減の66億876万7,000円を計上し、交通安全対策特別交付金500万円、分担金及び負担金1億1,080万4,000円、使用料及び手数料については3億2,782万円を計上いたしたところであります。

次に、国庫支出金では各事業との関係から14億8,390万4,000円、道支出金では6億7,737万5,000円を計上し、財産収入では市有財産の貸付収入ほか、市有林間伐材の売り払い収入などで6,262万3,000円を見込み、繰入金につきましては財政調整基金1億円のほか、地域福祉基金、公共施設整備基金などの取り崩しを予定し、基金全体で1億5,582万1,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、各種貸付金の元利収入など合わせて8億1,318万5,000円を計上し、市債では歳出予算に計上した投資事業の財源として10億7,150万円のほか、臨時財政対策債などを合わせて全体で15億4,350万円を計上いたしたところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、特別会計の歳出予算であります。診療施設特別会計につきましては、上士別、多寄の2医院のほか、新たにあさひクリニックの運営形態を委託によるものとし、運営経費で3,154万9,000円を計上し、国民健康保険事業特別会計につきましては療養給付費及び高額療養費など保険給付費で18億2,274万円、後期高齢者支援金等で2億9,161万2,000円、共同事業拠出金3億2,899万9,000円などを計上いたしましたが、後期高齢者医療制度へ75歳以上の被保険者が移行することから、全体では6.5%減の27億9,387万1,000円を計上いたしたところであります。

また、老人保健特別会計におきましても、後期高齢者医療制度の関係から、医療給付費及び事務経費を合わせて前年比88.8%減の3億7,652万7,000円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。平成20年4月から新たに75歳以上の高齢者などを対象にした医療制度がスタートすることに伴い、特別会計を創設し、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,315万8,000円のほか事務経費を合わせ2億7,636万5,000円を計上いたしました。

次に、介護保険事業についてであります。介護保険事業特別会計では居宅介護サービスや

介護老人福祉施設入所者に係る保険給付費のほか、地域支援事業費などを合わせて15億4,534万9,000円を計上し、介護サービス事業特別会計につきましてはコスモス苑、桜丘及びコスモスデイサービスセンター、短期入所生活介護事業費のほか、桜丘荘の外部サービス利用型特定施設における生活介護事業費などを合わせて3億7,227万7,000円を計上いたしました。

また、地方卸売市場事業特別会計につきましては、市場管理費と公債費を合わせ3,790万7,000円を計上し、簡易水道事業特別会計では統合簡易水道整備事業費などのほか、土別地区、朝日地区における簡易水道の維持管理事業費などで2億5,420万2,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、合流改善のため污水管の布設を継続して実施し、管渠新設などの下水道施設整備費、下水処理場管理費のほか、朝日地区に係る特定環境保全下水道事業費などをあわせて9億2,022万2,000円を計上するとともに、農業集落排水事業特別会計では農業集落排水施設費、個別排水処理施設費などを合わせて1億7,784万6,000円を計上したほか、工業用水道事業特別会計につきましては岩尾内ダムの維持管理負担金などで186万8,000円を計上いたしましたところであります。

なお、これら各特別会計に対する財源といたしましては、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計であります。20年度の業務量を給水戸数7,620戸、年間総給水量を226万立方メートルと推計した結果、収益的収支につきましては、収入3億6,026万4,000円、支出3億3,284万9,000円、差引額2,741万5,000円、資本的収支では収入5億2,514万4,000円、支出5億9,851万2,000円、不足額7,336万8,000円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。営業収益では給水収益のほか受託工事収益など合わせて3億3,089万9,000円を計上し、営業外収益では一般会計繰入金など2,934万5,000円を計上いたしました。

また、収益的支出では、営業費用で2億9,629万1,000円を計上し、営業外費用では3,518万8,000円を計上いたしましたところあります。

次に、資本的支出であります。東山浄水場改良費などのほか、企業債償還金を合わせて5億9,851万2,000円を計上しました。これに対する資本的収入といたしまして、建設改良に伴う企業債及び工事負担金など合わせて5億2,514万4,000円を計上いたしましたが、不足する額につきましては損益勘定留保資金などをもって補てんいたすものであります。

次に、病院事業会計について申し上げます。

市立病院は、厳しい経営環境にありますが、さらに経営改善に努めるとともに、今年度中に公立病院改革ガイドラインに基づいた改革プランの策定を行い、地域医療の確保を目指すほか、健診センターにおいて健診者数の拡大を図るなど、医療サービスの向上に努めてまいります。

20年度の事業量は、年間患者数を入院で7万3,365人、外来で16万5,432人と推計した結果、収益的収支につきましては収入40億5,597万6,000円、支出41億1,197万1,000円、不足額5,599万5,000円、資本的収支では収入2億1,661万8,000円、支出3億5,345万6,000円、不足額1億3,683万8,000円となった次第であります。

以下、その主なる内容について御説明申し上げます。

まず、収益的収入であります。医業収益については入院・外来を合わせて37億4,942万1,000円を計上し、医業外収益では一般会計からの補助金などで3億655万3,000円を計上いたしました。収益的支出では、医業費用について39億4,390万2,000円を計上し、医業外費用では企業債償還利息などで1億5,413万5,000円を計上いたしましたところであります。

次に、資本的支出であります。企業債償還金、修学資金貸付金などを合わせて3億5,345万6,000円を計上し、これに対する資本的収入といたしましては、一般会計からの繰入金など合わせて2億1,661万8,000円を計上いたしました。不足する額につきましては損益勘定留保資金により補てんいたすものであります。

次に、予算に関連いたします議案について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第16号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。本年4月から実施されます後期高齢者医療制度に関する経費について経理するため、法律の定めに基づき、後期高齢者医療特別会計を設置するための改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第17号 土別市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。本年4月からの後期高齢者医療制度の実施に当たり、市において行う事務や保険料の納期等について定めようとするものであります。

次に、議案第18号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本年4月から保健事業として新たに実施する特定健康診査及び特定保健指導について規定いたすとともに、葬祭費の重複支給を避けるための所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第19号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。平成17年の税制改正による影響により、介護保険料が大幅に上昇する方については、既に平成18、19年度の2年間の激変緩和措置を講じてきたところではありますが、政令の改正により平成20年度の保険料についても、市の判断により激変緩和措置を講じることができるとされたため、引き続き激変緩和措置を実施できるよう、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第20号 土別市立診療所条例の一部を改正する条例についてであります。あさひクリニックの運営については、診療所を医師に貸し付けし、運営を個人で行う方式でありましたが、本年4月からは他の市立診療所と同様に市が開設者となり、業務を医師に委託する方式に改めるとともに、診療費徴収の根拠となる法令が改正されたことに伴い、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第21号 土別市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例についてであり

ますが、生涯学習情報センターの音楽スタジオを高校生以下の方が利用する場合、その負担を軽減するよう使用料及び冷暖房料の新たな区分を設け、より中高校生の利用が促進されるよう、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第22号 土別市林業センター条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 土別市スポーツ合宿センター条例の一部を改正する条例についてであります。昨今の石油価格の上昇等により、施設を運営する経費が増加していることから、宿泊料等を改正いたそうとするものであります。

次に、議案第24号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい経済状況下にあつて、企業運営の健全化促進のため、特別融資資金のうち経営資金貸付限度額を引き上げるとともに、集客強化と購買意欲促進のための店舗改修を実施する事業所に対して、その費用の一部を助成するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、議案第25号 土別市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。北海道と道内市町村で構成する北海道電子自治体共同運営協議会において、共同で構築した電子申請システムを活用し、市の機関に対する申請・届出の手続等について、インターネットを利用して各家庭のパソコンから手続等を行えるよう、条例を制定いたそうとするものであります。

以上、平成20年度土別市一般会計予算案ほか各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連いたします案件につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号 平成20年度土別市一般会計予算外23案件を審査するため、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第2号から議案第25号までの24案件は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 引き続き、予算審査特別委員会正副委員長を選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮つて選任することとなっておりますので、正副委員長の御氏名を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長に柿崎由美子議員、副委員長に丹 正臣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。



よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。  
昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 4 6 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第 3、議案第26号 土別市就学指導委員会設置条例を廃止する  
条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第26号 土別市就学指導委員会  
設置条例を廃止する条例について、その概要を御説明申し上げます。

土別市就学指導委員会につきましては、学校及び関係機関の代表等により、小・中学校に入  
学または在学する障害のある児童・生徒に対する適切な就学指導を行うことを目的に設置して  
おり、平成19年 4 月の学校教育法の改正により、障害の程度等に応じた特別の場で指導を行う  
特殊教育から、これまで対象としてきた児童・生徒に加えて、発達障害を含めた障害のある児  
童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズに応じて教育機関のみなら  
ず、さまざまな関係機関との連携、協力による適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換  
を図ることが示されたところであります。

このようなことから、これまでの就学指導に加え、新たな教育的支援を行うための体制整備  
を図るため、現在の就学指導委員会を包含した新たな土別市特別支援教育連絡協議会を本年に  
新たな規則をもって設置することいたしましたため、本条例を廃止しようとするものであり  
ます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

1 6 番(斉藤 昇君) 今、提案説明ございましたけれども、これは以前に支援者を補正予算で  
組んで、今配置されていると思うんだけど、土別のどこの学校に何名配置されていて、何  
名の児童・生徒を特別支援者が支援をしているのか、この点について伺いたいと思います。

議長(岡田久俊君) 辻教育部次長。

教育部次長(辻 正信君) 特別支援の支援員に関しましては、ただいま南小学校、南中学校に  
それぞれ 1 名ずつ配置をしているところでございます。

議長(岡田久俊君) 斉藤議員。

1 6 番(斉藤 昇君) そうしますと、これだけで十分、土別の学校は支援者、この 2 人で充足

はしていけると、こういうふうを考えていらっしゃるのか。例えば、小学校から中学校に新しく入る。そうすると、児童が増えるということになりますよね。そうしますと、そういう特別支援者を増やすような予定なんかは考えておられるのかどうか、この点はいかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お話のように、これから4月の転入時期を迎えまして、移動あるいは転校によりまして、そういった子供たちも増えるということは可能性もあるわけでございまして、今そういった学校の実態を踏まえた上で、学校ともよく相談をしながら、特にそういった必要性が出てきた場合に学校長とも協議しながら、今後新たな特別支援員の配置ということを考えていく予定でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第27号 士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第29号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第27号 士別市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について並びに、議案第29号 士別市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例について一括し、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められることに伴って、関係する条例の字句について整理をいたそうとするものであります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第28号及び議案第29号の3案件は、原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第5、議案第30号 士別市学校林経営条例を廃止する条例について及び議案第31号 朝日町学校部分林設定条例を廃止する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第30号 士別市学校林経営条例を廃止する条例について及び、議案第31号 朝日町学校部分林設定条例を廃止する条例について、一括してその概要を御説明申し上げます。

旧士別市及び旧朝日町にあっては、学校教育の一環として学校林を造成し、その収益を当該学校の経費として充当することを目的に、それぞれ条例を制定し、経営管理に当たってきたところであります。さきの合併協議においては、これら学校林の取り扱いについて結論を得るに至らなかったため、新市におきまして両条例を暫定施行いたしておりましたが、今日的な社会情勢及び児童・生徒数の減少など、学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえますと、これら学校林を引き続き経営管理することは困難であるとの判断から、当該条例を廃止いたそうとするものであります。

なお、これら学校林の今後の管理につきましては、旧朝日町分は士別市有林条例に基づき、管理運営をいたすとともに、旧士別市分には周囲が民有林に囲まれており、管理上のこともありますので、普通財産として管理をいたしてまいりたいと存じます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君) 士別、それから朝日、それぞれの学校林がある場所にありますとか、面積でありますとか、植えられている木の種類、あるいはそれらの体積、これらを伐期がきて伐採するとなると金額で大体幾らぐらいになると算定されるのか。

それから、これらのそれぞれの学校林の管理状況、これまでどういうふうにして管理をされてきたのか、こちら辺についてお伺いしたいと思うんです。

それと、今、市長の提案説明では、朝日のほうはあれですね、学校部分林の設定という条例になっている。それから、士別市のほうは学校林経営条例であると、こうなっているんですけども、これらの違いについてもどういうふうになっておるのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

議長(岡田久俊君) 辻教育部次長。

教育部次長(辻 正信君) 私のほうから、士別における学校林の概要について御説明を申し上げ

げます。

まず、今、学校林設定されておりますのは、所在地が士別市上士別町2315番地38でございます。旧南沢小学校のそばでございます。地目が山林で、面積が1.94ヘクタールということになっております。この学校林の目的でございますけれども、児童・生徒の森林愛護に対する意識の高揚、さらには学校資金造成等を目的に設置されたものでございまして、また原木を使い、校舎の改修だとか物置などをつくるなどもされてきたわけでございます。昭和31年に学校林経営条例が施行されまして、旧士別市においては周辺校17校に学校林が設けられておりましたが、これまでに学校の統廃合を契機に条例を廃止してきたわけでございますけれども、旧士別としましては上士別中学校1校だけが残っていた状態でございます。

この学校林の概要でございますけれども、昭和24年に当時の保護者から土地の寄贈を受けまして、その後、カラマツやトドマツを中心に中学生により32年まで5,000本、植林を実施してきた経過がございます。昭和51年に販売可能な木材約1,300本を材用材やパルプ用として売却した経過がございます。それで、昭和51年にこの1,300本を売却した後、昭和53年以降の記録では下草刈りだとか間伐などの管理作業や手入れをしていなく、雑木が生い茂って自然林化しているという状態でございます。学校林としての整備は図られていない状況でございます。

金額については、今のところ推定はできかねる状況でございます。

あと、昭和51年以降、伐採後の植林はしていない状況でございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 林教育部次長。

教育部次長（林 広志君） お答えをいたします。

私からは、旧朝日町にあります部分林についてお答えをいたしたいと思っております。

旧朝日町については3カ所ございまして、1つ目は糸魚小学校と朝日中にかかわるものでございます。これにつきましては、3カ所とも国との契約によつての部分林でございます。これにつきましては、昭和24年に契約をいたしまして、その内容といたしましては、植種としてはトドマツ等々を植えてございます。それで、この位置につきましては、旧糸魚小学校、朝日中の部分については5線の墓地の周りにございます。面積にいたしまして、4.0278ヘクタールでございます。材積量といたしましては、昨年度調べたところによりますと、トドマツ2,245本と、それからカラマツ128本、蓄積につきましては528立方メートルでございます。

それから、もう一つにつきましては、旧壬子小学校のところでございます。これにつきましては面積で1.2579ヘクタールでございます。この材積につきましては、トドマツが1,342本、それからヤチダも42本ということで、材積量につきましては623立方メートルということになってございます。

それから、もう一つは、旧三栄小学校でございます。これは三栄のところの墓地のそばでございますけれども、0.8707ヘクタールでございます。この材積につきましては、トドマツが712本で蓄積量につきましては291立方メートルというふうになってございます。それぞれ昭和

24年に契約しておりますけれども、糸魚小、朝日中の部分については24年から96年5月まで72年間、あと13年の伐期が残っております。

それから、旧壬子のにつきましては、昭和26年11月から96年11月までということで70年間の契約となっております。

それから、旧三栄の契約につきましては、昭和35年から、昭和で先ほどから言っていますけれども、97年までの62年間ということで、あと14年ほど残っております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） 土別の学校林と朝日の部分林の違いについてお答えを申し上げたいと思います。

土別市の学校林につきましては、保護者等からの寄贈を受けたりした土地、市有地に学校の管理のもとで経営されておまして、朝日の部分林につきましては国との部分林設定契約書によりまして、国有地に国の管理のもとに設定されているものでございます。このことによりまして、旧朝日の学校につきましては、この学校林が廃止されても国の、当時の旭川営林局との部分林設定契約が2022年の伐採期まで残ることになりますので、そのまま契約を継続しなければならないということになっております。

そこで、市有林条例の中で部分林として管理できるということになっているため、経済部のほうと協議いたしまして、市有林条例に基づき管理することとしているところでございます。

なお、旧土別の学校につきましては、総務部のほうと協議をいたしまして、今回条例廃止がなされれば、3月の教育委員会会議で教育財産の用途廃止をして市への移管手続をとるということの計画をいたしております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 土別のほうの関係だけれども、結局5,000本のトドマツを植えて、昭和51年に1,300本切ったと。それ以降は一切構っていないんだと、切りっ放しで。しかし、これは学校林であって、なぜその後継続して植えることをなさらなかったのか。そうしておけばですよ、昭和51年でありますから、もうあれでしょう、30年ぐらいたっているわけですよ。だから、そういうふうになぜこのまま放置しておいたのかということと。それから、あたりが民有林だから、これは普通財産に落として。そうしたら、普通財産に落としてどうするというおつもりなんですか。これは、むしろ大体2町歩ぐらいあるわけだから、植えることを考えたっていいのではないかと、そういう活用方法。ただ、普通財産にして売り飛ばすということなのかどうか、その活用についてはどう考えていらっしゃるのか、この点をお聞かせいただきたいと思うんです。

それから、朝日の関係だけれども、そうするとこれは伐期がきたら売れるものは売って、そして一定の収益の換算、金額の換算では何も答弁なかったけれども、どれくらい金額になる

のかということと、売って利益が上がった場合には学校として使い道、学校に入るといふふうになるのかどうか、この点はいかがですか。

議長（岡田久俊君） 辻次長。

教育部次長（辻 正信君） 私のほうから、使われなくなった要因についてお答え申し上げますが、少子化の影響で生徒数の減少ですとか、地域の過疎化によりまして生徒による整備作業、あるいは地域協力も年々難しくなりまして、また輸入材の影響等も要因として考えられ、加えて時代の変化、あるいは教育環境の変化によりまして、授業時数の一定の確保も必要になりまして、こうしたさまざまな要因から学校林としての適切な管理や経営を行うことが困難になってきたということで、そのまま今日まで推移してきた経過がございます。

また、学校林がなくなるということで、今現在はいろいろ学校の授業等で国有林を使つての森林教育も行われておりまして、そういった理科、生活科の教科指導で動植物の観察等の自然変化の観察、そういった体験活動も行われている状況でございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 普通財産のほうに移管した後の関係ですけれども、現状は教育委員会からの話がありましたように、天然林化しているということもありまして、また周りのほうがすべて民有林に囲まれているということがありまして、市有林として例えば補助事業等でそこだけ、2ヘクタールだけを整備するということになる、一団地としては若干小さいということもありまして、そこ単独では若干難しいのかなというような状況も考えられます。それで当面、財政のほうの所管の普通財産として管理するわけですけれども、今後周り囲んでいる民有林のほうの施業計画、それとあわせて例えば実施する場合、その部分が市の所有の市有林として補助事業に乗っていけるということであれば、あわせて整備をしたいというふうにも考えてもおりますし、またそうではなくて、例えば民有林の隣接者の方で山林所有者の方が例えば売却を希望していると、そして一体的に民有林として整備をしたいということであれば、そういうこともあわせて検討をしていきたいなというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 林次長。

教育部次長（林 広志君） お答えいたします。

伐期がきますのは、先ほどから13年から14年たちますと伐期くるわけですけれども、伐期がきた時点につきましては国と協議をいたしまして、国のほうでその処分を行いまして、その経費を引いた残りのうち、8については市のほうに入ります。そして、2については林野庁のほうに入ります。そして、その8の使い道なんです、これにつきましては分収による収益につきましては、学校林を造成した学校に使ってくださいと。いわゆる通常の予算のほかに使ってくださいというようなことで、学校のために使いなさいというような契約になっておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほど、金額のことを言い忘れたんですが、営林署のほうですべてやるものですから、金額

については私ども積算できませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 今の朝日の関係については、市有林の管理条例の中で受けるということになっておりますけれども、市有林上の定義でいくと、学校林はまず市有林に入らないということになります。それで、今の朝日の関係、林次長のほうから説明がありましたけれども、伐期がきたときに国が2割で市のほうは8割ということで、昨年からの朝日のことで詰めておまして、材積調査でいきますと販売額で約984万6,000円の今材積になると。それを伐木をして集成材に使う部分を全部経費を除きますと、713万5,000円ぐらいかかりますので、その差し引きの271万1,000円というのが見えてまいります、このうちの8割。ですから、今言ったうちの216万9,000円が伐期のきた平成34年には、この金額が士別市に入ってくるということになってございます。

それと、この部分林については、国の底地なものですから、災害が起きた場合についてもすべて国が責任を持つということになりまして、私どものほうは、ですから巡回指導なりをして、例えば木が折れているとか、いろいろな部分については国と協議をして、伐期がくるまでについてはすべて国の管理のもとで行うということになってございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び議案第31号の2案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第32号 平成19年度士別市一般会計補正予算（第7号）から議案第37号 平成19年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第32号 平成19年度士別市一般会計補正予算（第7号）から議案第37号 平成19年度士別市水道事業会計補正予算（第2号）まで関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、道の地域政策総合補助金を活用した農業構造改善事業のほか、公的資金補償金免除に係る起債の繰上償還など、当面措置を要するものについて所要の補正をいたそうとするもので、以下その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。民生費では昨年4月から障害者自立支援

法の施行に伴い、知的障害者自立支援事業費において扶助費に不足が生じる見込みであることから、580万円を計上するとともに、国民健康保険事業特別会計繰出金で425万3,000円を計上し、老人保健特別会計繰出金では財源調整の関係から239万2,000円を減額いたすものであります。

次に、衛生費では簡易水道事業特別会計繰出金12万6,000円を計上し、農林水産業費では道の地域政策総合補助金を活用して、温根別国営コンバイン利用組合に対し、水田農業機械導入事業補助金として1,010万円を計上いたしたところであります。

次に、商工費であります。中小企業振興条例に基づき、有限会社ひまわり燃料に対する雇用奨励促進事業補助金30万円を計上し、土木費では公共下水道事業特別会計に対する繰出金63万5,000円を計上いたしました。

次に、教育費では幼稚園就園奨励補助事業において、昨年4月から第2子以降に対する助成措置の拡充に関連して175万5,000円を計上し、博物館の公会堂展示館ボイラーが故障したことによる工事費68万円、学校給食センターにおける臨時調理作業員の退職報償金及び老朽化による食缶、バット洗浄機交換費用を合わせて156万4,000円を計上いたしました。

公債費では、19年度から3カ年で段階的に実施される公的資金補償金免除に係る起債の繰上償還のうち、本年度の実施となる7%以上の金利の起債の借り換えを行うための償還元金4,860万3,000円を計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源といたしましては、国・道支出金及び借換債の特定財源のほか、繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、繰越明許費の追加につきましては、経営体育成基盤整備事業及び地域水田農業支援緊急整備事業について、農家の営農計画との関連から事業費を翌年度へ繰り越す所要の措置を講ずるものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、株式会社土別開発公社など、第3セクターに対する市の貸付金について、会計処理をより明確に実施するため、公社などが金融機関から一時的に借り入れをし、会計年度内に市に返済することとしたところでありますが、これに必要な損失補償措置のほか、道路新設改良事業費で3路線、生活環境施設整備事業費で2地区の合わせて3,820万円について、ゼロ市債事業として早期発注により市内経済の活性化を図るための措置を講ずるものであります。地方債の追加につきましては、起債の借りかえの関連から所要の措置をいたすものであります。

次に、特別会計並びに企業会計の補正についてであります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、後期高齢者医療制度に伴い、国保税の算定において激変緩和措置を適用することから、これに伴う電算システムの改修及び国保業務報告システムの改修業務委託料として487万1,000円及び、平成18年度療養給付費等負担金の超過交付にかかわる返還金828万4,000円を計上いたし、これに対して国庫支出金のほか一般会計繰入金などの一般財源をもって収支の均衡を図ったところであります。



次に、老人保健特別会計では医療制度改正に伴い、後期高齢者の保険料負担の激変緩和措置が適用されることから、これに係る電算システムの改修業務委託料として173万3,000円を追加計上するとともに、後期高齢者医療制度創設準備事業費で保険料徴収システムなどの導入をいたしたところでありましたが、これに係る国庫支出金の増額に伴う財源振替措置を講じるなどにより、収支の均衡を図った次第であります。

次に、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計についてであります。一般会計と同じく公的資金補償金免除繰上償還及び公営企業借換債に係る償還金として、それぞれ1億142万6,000円、3億4,353万5,000円を計上いたすとともに、地方債の追加につきましては所要の措置をいたしたところであります。

次に、水道事業会計において公的資金補償金免除繰上償還金9,700万円を計上するとともに、地方債の追加につきましては所要の措置をいたしたほか、債務負担行為の追加につきましては、検測量水器取りかえ工事で3地区1,570万円について、ゼロ市債事業として早期発注により市内経済活性化を図るための措置を講じた次第であります。

なお、今回の公的資金補償金免除繰上償還による市の負担軽減額であります。借りかえ時における金利の動向によりますが、全会計合わせて約8,700万円と見込んでおります。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君） 債務負担行為についてお伺いしたいと思いますが、ゼロ市債ですね。

それで、先ほど市長のほうから道路が3本とか、あと側溝関係2本とかってありましたけれども、その工事の内容を詳しくお伺いしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） ゼロ市債の工事の内容ということでありましてけれども、まず道路の3本について、1本目が弥生通りの路盤改良ということで、これは西三条15丁目から南郷通りまで4年計画でやっていたものの最終年度ということで、幅員が車道が7メートル、歩道が2.5メートルで延長で70メートルということでございます。

次に、北部北7丁目通りについては、北7丁目の国道40号から東一条まで、延長で180メートルで幅員が7メートルということで、共成レンテムですとか、さくらホールのあるところ、北側ということです。

あと、南郷15通り路盤改良舗装ということで、これについては幅員が6メートルで延長が73メートル、これは西一条17丁目、今の商工団地の中にありますけれども、南郷児童公園の東側というところがございます。

あと、生活環境整備についての道路側溝整備ですけれども、これについては多寄31線の東5号の部分について、延長で98メートル、それと朝日の11線道路、これについては延長で100メ

ーターということでございます。

それと、水道の検満量水器、検査満了量水器といいますが、水道メーターの取りかえですけれども、これについては計量法に基づいて8年間経過したら取りかえなさいということになっておまして、それが3カ所、1工区は宮下通りの北側で国道の東側という部分、これが戸数にして51カ所、それと2工区として南大通りの南側で国道の東側、これが戸数にして97戸。あと、3工区、3番目として宮下通りの北側で、先ほど言いました東側が1工区ですけれども、この国道の西側が3工区ということで、量水器を129カ所取りかえるというような事業になっております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 田宮議員。

15番（田宮正秋君） これは平成6年3月からゼロ市債というのをずっとやってきているんですけども、業者さんも大変喜んでる事業なんですけれども、今までは道路だとか側溝だとかやっていたんですけども、今回初めて水道事業で債務負担行為、ゼロ市債というのが出てきたんですけども、これは何かわけがあって水道事業をやるということなんですか。

そして、今まではゼロ市債ではなかったときは、いつごろ発注していたんですか、こういう事業は。

議長（岡田久俊君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 過去には、ずっと道路新設ですとか、側溝整備とか、いろいろ一般的にいう土木関係の工事をゼロ市債ということで出していたんですけども、近年、水道業者といいますが、管工事業の方々についても大変経営が厳しいということと、やはり春先の量水器の取りかえについては個数が1家庭に1個ということで、工期もかかるんですけども、春先どうしても管工事屋さんが仕事がないということで、経営が一般土木と比べてもかなり厳しいと、そういうような要請がありましたので、そういう市内経済の活性化といいますが、管工事業者の職員あるいは雇用されている人たちの雇用の安定を図ると、そういう意味で20年度から管工事分についてもゼロ市債で行うという中身で、今回計画をしたところでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 田宮議員。

15番（田宮正秋君） 非常にいいことだと思うんです、春先にこういうの出してもらったら。そういった面で、今回初めてこういうの、水道事業出てきたんですけども、今後もそういう取りかえ工事、これからずっと続くと思うんですけども、そういう面においてはゼロ市債、債務負担行為で出していくという、今後もですね、次年度からも、そういう考え方でよろしいですか。

議長（岡田久俊君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） そうですね、この検満量水器の取りかえというのは、先ほど言いましたけれども、8年に1回必ずやらなければならないということで、毎年、年度がきたらやる

仕事なものですから、なるべく今年のような状況といいますが、ゼロ市債の中で対応はある程度ですね、全部とはいかないですけれども、何本かずつやっていきたいなど、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第37号までの6案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第102号 土別市総合計画基本構想についてを議題に供します。

土別市総合計画審査特別委員長の報告を求めます。斉藤 昇委員長。

土別市総合計画審査特別委員長（斉藤 昇君）（登壇） 土別市総合計画審査特別委員会に付託されました議案第102号 土別市総合計画基本構想について、委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過についてであります。平成19年12月14日の本会議において、全議員により構成する土別市総合計画審査特別委員会が設置され、議案第102号の付託を受けました。付託を受けました案件については、1月25日、2月13日、14日及び15日の4日間、この議場において委員会を招集し、それぞれ関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしました。出席者及び説明員は、報告書に記載のとおりであります。

結果につきましては、議案第102号 土別市総合計画基本構想については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よって、本特別委員会はこれをもって審査を終結し、解散することとしたところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、お諮りいたします。付託案件の審査が終結しましたので、委員長の

報告のとおり土別市総合計画審査特別委員会を解散することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、土別市総合計画審査特別委員会を解散することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、先ほど予算審査特別委員会正副委員長に選任されましたお二人よりごあいさつをお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会、柿崎由美子委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別委員長(柿崎由美子君)(登壇) 平成20年度予算審査特別委員会の委員長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、予算審査特別委員会が設置され、私を委員長に御指名いただきましたことは、まことに光栄に存じ、責務の大きさを身をもって感じているところでございます。その重責をしっかりと受けとめ、全力をもって任務に当たる決意でございますので、委員の皆様のお協力を心からお願い申し上げます。

さて、最近の社会情勢を見ますと、年金や子育て、地域医療、さらには食の安全や環境問題など、大きな課題が山積しております。また、ガソリンや灯油の価格高騰によりまして、市民の生活は苦しくなる一方です。この地方にとりまして、農業や特に医療に関しての先行きが不透明で、危険や不安の中で暮らしに困難を極めています。

本市も、大都市と地方との格差拡大の中で、市立病院の問題や雇用問題などを抱え、今日の私どもを取り巻く情勢は依然として厳しく、この状態はまだまだ続いていくものと考えられます。

以上のような現状の中で、本委員会での予算審査の内容につきましては、多くの市民の皆様が厳しく注目していることと思われまます。各委員からの活発な御意見、御提言、御質問を賜り、市長を初め関係部局の誠意ある御答弁をいただく中で、実りある新年度予算の成立を心から期待しているところでございます。

報道機関の皆様には、日ごろの御活躍に敬意を表しますとともに、本委員会の情報をいち早く的確に市民の皆様にお届けくださいますようお願いをいたしまして、委員長就任のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)(降壇)

議長(岡田久俊君) 次に、丹 正臣副委員長、御登壇の上ごあいさつをお願いいたします。

予算審査特別副委員長(丹 正臣君)(登壇) 副委員長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、議員皆様方の御推薦によりまして、副委員長に就任することになりました。いささか緊張を覚えています。

地方並びに国における予算については、非常に厳しさが増しております。しかしながら、士別にあって独自性を発揮するために、皆様方の忌憚のない御意見を聞かせていただくのが予算委員会の中身でございます。時あたかも平成20年度、今年度から総合計画の発足の1年目という重要な予算を審議する場所でございます。幸いにいたしまして、柿崎委員長におかれましては私よりも何倍も経験豊富な委員長でありますので、迷惑をかけないように私自身、頑張りたいと思いますし、また市民の皆さん方が、先ほど言われたとおり私たちの仕事としてどのようなことをするのかということを見ておりますので、私たちはその負託にこたえなければならない責務がありますので、十分なる御意見を聞かせていただきながら、この委員会が活発に審議されますことを心から、私からもお願いを申し上げまして、就任のごあいさつといたします。

よろしく願いいたします。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明2月28日から3月10日までの12日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、2月28日から3月10日までの12日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3月11日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時23分散会）